

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、内部統制及びリスク管理を徹底することにより、株主、取引先及び従業員をはじめとした様々なステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し、企業価値の最大化に努めております。

また、当社は、会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
茂木貴雄	1,741,300	37.52
コムテック株式会社	578,600	12.47
中村崇則	170,000	3.66
株式会社アドバンス・メディア	112,200	2.42
S M B C 日興証券株式会社	61,600	1.33
小川勇樹	54,000	1.16
株式会社アイカム	49,800	1.07
鈴木智博	42,000	0.90
小久保雄史	41,000	0.88
原トミエ	37,200	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 泉二	他の会社の出身者											
鈴木 達	他の会社の出身者								○			
志賀 文昭	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

山本 泉二	○	社外取締役の山本泉二氏は、株式会社インターネットイニシアティブ顧問及び株式会社IIGグローバルソリューションズ顧問を兼務しております。 株式会社インターネットイニシアティブと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社IIGグローバルソリューションズと当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引があります。	社外取締役の山本泉二氏は、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。 同氏は、株式会社インターネットイニシアティブ顧問及び株式会社IIGグローバルソリューションズ顧問を兼務しております。 株式会社インターネットイニシアティブと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社IIGグローバルソリューションズと当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引がありますが、同氏はいずれの取引にも関与しておらず、また、当社と両社の取引は、一般の取引条件によっております。 同氏と当社との間に、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
鈴木 達	○	社外取締役の鈴木達氏は、株式会社テリロジー取締役兼執行役員副社長、株式会社テリロジーサービスウェア代表取締役社長、VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director、株式会社IGLOOO取締役及びクレシード株式会社代表取締役社長を兼務しております。 株式会社テリロジーと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社テリロジーサービスウェアと当社との間には、同社が提供するインターネット接続サービスの利用取引があります。また、同氏は、過去10年以前における当社の非業務執行取締役でありました。	社外取締役の鈴木達氏は、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。 同氏は、株式会社テリロジー取締役兼執行役員副社長、株式会社テリロジーサービスウェア代表取締役社長、VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director、株式会社IGLOOO取締役及びクレシード株式会社代表取締役社長を兼務しております。 株式会社テリロジーと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社テリロジーサービスウェアと当社との間には、同社が提供するインターネット接続サービスの利用取引がありますが、当社と両社の取引は、一般の取引条件によっております。 また、VNCS Global Solution Technology JSC、株式会社IGLOOO及びクレシード株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。なお、同氏は、過去10年以前における当社の非業務執行取締役でありましたが、現在において当社の業務執行に対して影響を及ぼす関係はありません。 同氏と当社との間に、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
志賀 文昭	○	社外取締役の志賀文昭氏は、過去、当社の取引先であるKDDI株式会社の業務執行者として勤務しておりました。	社外取締役の志賀文昭氏は、長年にわたりIT業界に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づいて、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任しております。 同氏は、過去、当社の取引先であるKDDI株式会社の業務執行者として勤務しておりました。 KDDI株式会社と当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引がありますが、同氏は当該取引には関与しておらず、同社との取引は、一般の取引条件によっております。 同氏と当社との間に、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室から定期的に(必要があるときは随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行い、内部監査室との相互連携を図っております。さらに、監査役は、会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秦 齊雄	他の会社の出身者													
三井 良克	他の会社の出身者													
畑下 裕雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秦 齊雄	○	該当なし	社外監査役の秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経験と会社経営に対する高い見識を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと考え、選任しております。 同氏と当社との間に、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

三井 良克	○	社外監査役の三井良克氏は、過去、当社の主要株主及び取引先であるコムテック株式会社の業務執行者として勤務しておりました。 コムテック株式会社は当社の主要株主であり、また、当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引及び同社が委託先となる業務委託取引があります。	社外監査役の三井良克氏は、長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、選任しております。 同氏は、過去、当社の主要株主及び取引先であるコムテック株式会社の業務執行者として勤務しておりました。 コムテック株式会社は当社の主要株主であり、また、当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引及び同社が委託先となる業務委託取引がありますが、同氏はいずれの取引にも関与しておらず、同社との取引は、一般の取引条件によっております。 同氏と当社との間に、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
畑下 裕雄	○	社外監査役の畑下裕雄氏は、株式会社プロキューブジャパン代表取締役社長、さくらインターネット株式会社取締役及び株式会社タジマ監査役を兼務しております。 さくらインターネット株式会社と当社の間には、同社が提供するインターネットサービス事業の利用取引があります。	社外監査役の畑下裕雄氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、また、企業経営者としての経験もあることから、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、選任しております。 同氏は、株式会社プロキューブジャパン代表取締役社長、さくらインターネット株式会社取締役及び株式会社タジマ監査役を兼務しております。 さくらインターネット株式会社と当社の間には、同社が提供するインターネットサービス事業の利用取引がありますが、同社と当社との取引は、一般の取引条件によっております。また、株式会社プロキューブジャパン及び株式会社タジマと当社との間には、特別な関係はありません。 同氏と当社との間に、特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬にかかる業績指標は、中期経営計画方針に基づいて作成される各事業年度予算の半期及び通期の売上高、営業利益及び戦略的目標としております。当該指標を選択した理由は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めることを目的として実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入はしていませんが、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、取締役会の決議において、ストックオプションの付与を実施しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

報酬等の額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役全員に対する報酬等の額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる以下決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の中長期的な業績向上と、企業価値の持続的な増大を実現していくために、役員それぞれの意欲を高める動機付けに有効に機能する体系とし、その役割と責務に相応した水準となるように決定することを基本方針としております。具体的に、業務執行を担う取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の範囲内で「役員報酬規程」に基づき、基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役割、職務内容、世間水準、会社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に決定するものとしております。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるために、業務執行を担う取締役(社外取締役を除く)に対して、中期経営計画方針に基づいて作成される各事業年度予算の半期及び通期の売上高、営業利益及び戦略的目標(以下、業績指標等)の達成の度合いに応じて、当該事業年度内の4月から9月の期間については12月に、4月から3月の期間については翌事業年度の6月に、それぞれ半年毎に支給するものとしております。

d. 報酬等の種類毎の割合の決定に関する方針

当社の業務執行を担う取締役(社外取締役を除く)の種類別の報酬割合に関する比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬=80:20としております。(業績指標等を100%達成の場合の目安)

e. 報酬等を支給する時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は毎月支給し、業績連動報酬は取締役会においてその額を決定したうえで、当該事業年度内の4月から9月の期間については12月に、4月から3月の期間については翌事業年度の6月に、それぞれ半年毎に支給するものとしております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容についての委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績指標の達成度合いを踏まえた業績連動報酬の額とするものとしております。当該決定に際しては、取締役会にて社外取締役が報酬方針及び報酬水準について審議のうえ答申を行い、代表取締役は当該答申の内容を最大限尊重し決定するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理部が行っております。

取締役会開催の事前に各議案に関する資料を事前に社外監査役を含めた役員へ送付し、各役員からの要請があった場合は事前に内容の説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催し、取締役8名で構成され、当社の重要な事項のすべてが付議され、取締役の職務執行の状況を監督しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行っております。取締役会には監査役が出席し、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っております。

また、管掌役員制を導入しており、管掌役員は各部署の実効性を高めるため、社長補佐として全社的見地から管掌組織の業務執行に対し、指導及び監督を行い、全社経営戦略の策定に当たっております。

当社は、継続的に更なる企業価値を高める手段の1つとして、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識を有する社外取締役を3名選任しております。また、3名の社外監査役より経営全般に関する意見、指摘等をいただき、業務執行取締役の監査等においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能等が十分に働き、その客観性及び中立性が確保されていると考えております。また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

b. 経営会議

当社は、経営環境の変化に対し迅速かつ慎重に業務執行を行うことを目的として、「経営会議規程」を制定し、経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役の諮問のもと、常勤取締役5名及び常勤監査役の計6名が出席し、経営上の重要な課題、取締役会の議題、重要な各種規程、規則の制定、改廃に関する申請等について、十分な議論を行っております。

c. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、原則月1回の監査役会を開催しております。監査役3名全員を社外監査役とする体制により、取締役の業務執行について十分に監視できる体制を構築しております。

監査役は、法律上の権利行使の他、決裁書類の閲覧等、日常的な業務監査を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。な

お、社外監査役は、各監査役につき独立性を確保することとし、その独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に基づき判断しております。

また、監査役は、内部監査室から定期的に(必要があるときは随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行い、内部監査室との相互連携を図っております。さらに、監査役は、会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。

d. 内部監査室

当社は、代表取締役により任命された内部監査責任者を室長として、内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。

内部監査は、内部監査計画に基づき、取締役及び各部署の所属員に対して、合法性、規範性及び合理性の観点から業務遂行状況についての監査を行い、代表取締役への監査結果報告の他、監査役会及び会計監査人との会合を設け、監査状況・結果に関し報告・協議を行い、代表取締役へ社内体制の改善等について提案を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成する取締役会及び監査役3名全員を社外監査役とする監査役会による取締役の業務執行における監督・監視、並びに監査役会・内部監査室・会計監査人の連携によって、取締役の職務執行について十分に監視できる体制を構築しているものと判断しております。

また、当社社外取締役においては、IT業界並びに情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験やその経歴により培われた幅広い見識から、当社の経営全般に対し助言・提言をいただくことにより、ガバナンスが強化されるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月23日開催の第20回定時株主総会招集通知については、2021年6月4日に発送するとともに、株主の皆様へ早期に情報をご提供する観点から、東京証券取引所Webサイト及び当社Webサイトへの掲載を2021年5月28日に実施いたしました。今後、決算の早期化と併せて、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の集中日を避け、株主が出席しやすい日時・場所での開催ができるよう、準備を進めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯電話からインターネットを利用した議決権行使を採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2021年3月期の決算説明会において、フェア・ディスクロージャーを考慮して、個人投資家及び機関投資家・アナリスト向けの説明会を同時に行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表において、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。今後も継続的な説明会の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専用サイトを開設し、決算情報の他、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、中期経営計画資料、株主通信、その他資料等を掲載しております。また、第2四半期及び通期の決算説明会の録画動画及び書き起こし記事も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する部署は管理部になります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「情報開示手引書」において、株主をはじめとするステークホルダーに対し、適時・適切に会社情報を提供することを基本方針としており、また、コンプライアンス研修等において、企業活動においてはステークホルダーを尊重することが不可欠である旨を周知徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「情報開示手引書」に基づき、「金融商品取引法」並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」及び「有価証券上場規程施行規則」に基づいた情報開示を行ってまいります。また、上記各種法令の開示基準に該当しない項目に関しても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2014年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行い、2021年5月10日に一部改定を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任する。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任する。
 - (b) 法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者にて取締役、監査役及び使用人に周知を行う。また必要に応じて研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各位が見直しを行う。
 - (c) すべての取締役、監査役及び使用人を対象とし、弁護士事務所と内部通報制度を整備する。通報者に対する不利な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備する。
 - (d) ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定する。
 - (e) 代表取締役は、「内部監査規程」に則り、内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び使用人に対し客観性を持った内部監査室を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的に監査する。
 - (f) 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努める。
 - (g) 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- 2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にする。
 - (b) 取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し、「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため、「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図る。
 - (c) 「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。また定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - (d) 取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況及び進捗を定期的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努める。また定期的に中期計画の見直しを行い、適切な策定ができるように努める。
 - (e) 経営会議は、「経営会議規程」に則り、原則月1回開催され、業務執行上重要な課題に関し十分に検討し、適切な対応ができるように努める。
- 3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る情報(各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータのすべてを指す)は「文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行う。また内部監査にて、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認する。
 - (b) 「文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にする。情報漏洩や改ざん、又は事故、故障、若しくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備する。
- 4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 経営上の意思決定は、取締役会にて決議する。
 - (b) ビジネスリスク(多額の損失、不正や語謬の発生等)のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理体制について規定する。
 - (c) 「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置することができる。
 - (d) 内部監査により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について、直ちに代表取締役に報告する。
- 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役は、監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について、監査役又は監査役会は要請をすることができる。取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行う。
 - (b) 監査役又は監査役会は、リスク対策委員会、内部監査室及び補助要員の人事評価・人事異動に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
 - (c) 補助要員の、処遇、異動、懲戒処分等の人事に関する事項は監査役の同意を得て、当社が決定する。
 - (d) 監査役又は監査役会は、補助要員に対し直接指示をすることができるものとし、当社は、これに抵触する指示をすることができない。
- 6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 監査役は、取締役会に参加する他、希望する任意の会議に自由に出席することができる。
 - (b) 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (c) 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧することができ、必要に応じ内容説明を求めることができる。
 - (d) 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不正行為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のために求められた事項を直ちに監査役又は監査役会に報告する。
 - (e) 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、内部通報制度に基づき監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。
- 8) その他監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (a) 監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合をもち、会社に対処すべき課題について意見交換をする。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重する。
- (b) 内部監査責任者は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換する。
- (c) 監査役は、監査役会を原則月1回開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行う。また会計監査人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査責任者を交えて、意見交換を行う。
- (d) 決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
- (e) 監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業活動における方針・基準の一つとして、反社会的勢力に対する基本方針を定めております。

新規クライアントとの取引開始時には、「反社チェック要領」に則り、外部の調査機関の活用及び会員制ビジネスデータベースサービス「日経テレコン」を利用した情報検索等の信用調査を実施しております。また、新規ベンダー等の仕入先については、取引開始時に、継続取引のある取引先については、原則年間1回以上、「日経テレコン」を利用した情報検索等の信用調査を実施しております。

クライアントとの間で締結する当社各サービスの契約事項として、反社会的勢力であることが判明した場合、契約解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込み、当社の調査の結果、然るべき処理が実施できる体制を設けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

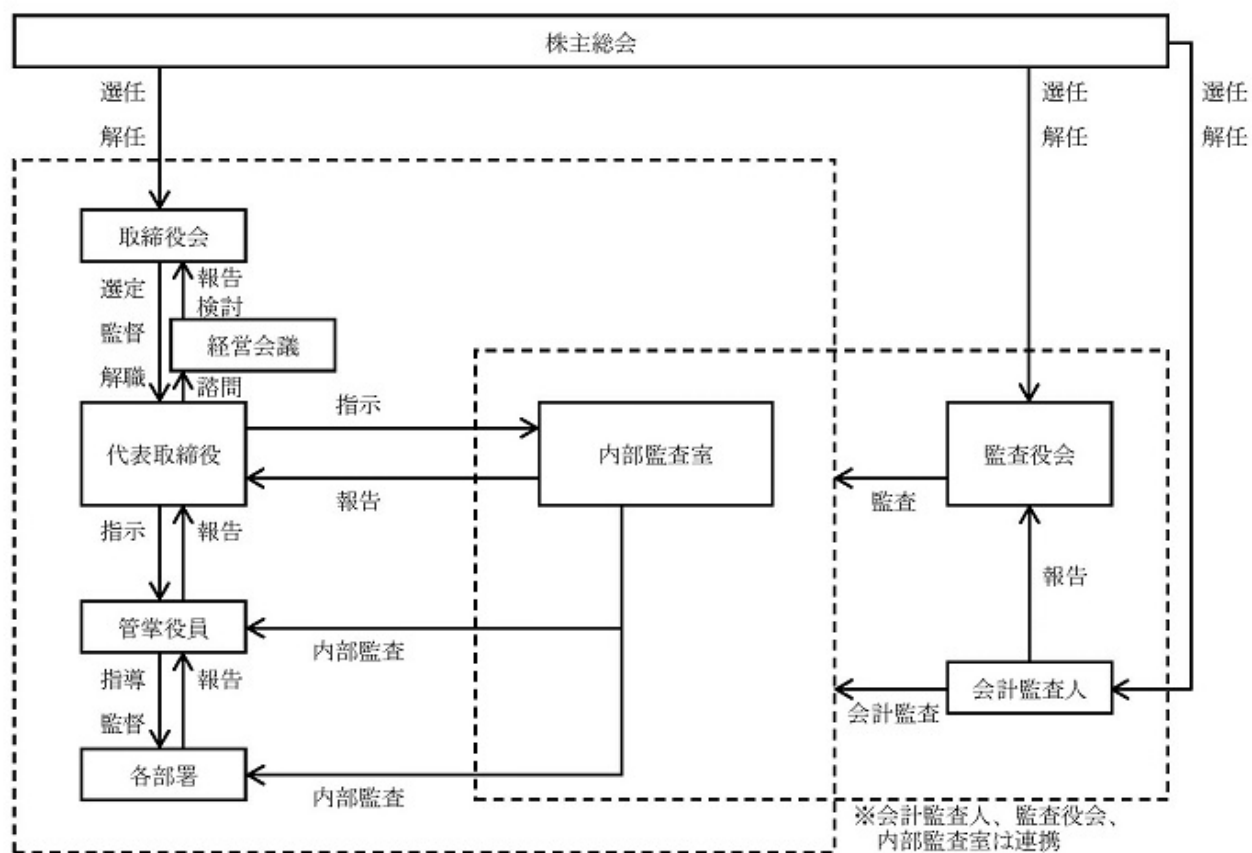
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

